

清泉女学院大学看護学研究紀要投稿・発行要領

1. 紀要の発行

紀要は、原則として年1回発行する。(看護学部研究紀要に関する規程第4条)

2. 投稿資格

- 1) 紀要に投稿できる者(筆頭著者・共同執筆者)は、(1)本学専任教員、(2)本学専任教員と共同研究した者 なお、この場合、本学専任教員が代表者となり連名とする。(3)本学大学院生・研究生として在籍中、あるいは在籍したことがある者。ただし、本学教員と連名とする。なお、この場合、在職あるいは在学中に行った研究を発表するものとする。(看護学部研究紀要に関する規程第5条)
- 2) 投稿者および共同執筆者は、日本学術振興会研究倫理eラーニングコース、或いは研究倫理研修が修了している(修了証書あり)。

3. 投稿内容

投稿論文の種類は、原著論文、総説、研究報告、活動報告、資料、その他とし、いずれも未発表のものとする。内容に関しては「執筆要領の1」に記す。

4. 執筆要領

執筆要領に関しては、「執筆要領」に記す。

5. 投稿事前届・投稿手続

- 1) 投稿に係わる書類一式は、清泉女学院大学看護学部紀要編集委員会の公開フォルダに収める。
- 2) 投稿原稿はCovering Letterおよび投稿チェックリストを付けて3部(正本1部、著者を特定できる事項を除いた副本2部)作製し、提出期間中に清泉女学院大学看護学部紀要編集委員会のレターBox及び指定メールアドレスに提出する。
- 3) 受領日時、論文Noを明記した受領書を投稿者のレターBoxに入れ、受け取り通知とする。

6. 査読・審査

- 1) 原稿の査読は、委員会が1論文につき2名の査読者を選出し、清泉女学院大学看護学部紀要編集委員長が依頼する。査読者は原則として清泉女学院大学看護学部教授・准教授であるが、必要に応じてその限りではない。
- 2) 論文の審査は、査読者に対しては投稿者の氏名を、投稿者に対しては査読者の氏名を示さない方式(二重匿名審査方式)によって実施する。
- 3) 査読は2回までとし、査読期間内に査読・修正を終える。査読結果は、清泉女学院大学看護学部紀要編集委員会より投稿者各自に連絡される。
- 4) 最終の紀要への掲載の採否は清泉女学院大学看護学部紀要編集委員会で検討し委員長が投稿者へ通知する。

7. 発行(公開・電子化)

- 1) 論文は、最終稿提出締め切り日時までに執筆要領に沿って体裁を整え、印刷原稿1部を清泉女学院大学看護学部紀要編集委員会のレターBoxと、清泉女学院大学看護学部紀要編集委員会の指定メールアドレス先に提出する。受け取り確認はメールにて通知する。
- 2) 掲載順序、その他編集に関わることは清泉女学院大学看護学部紀要編集委員会が行う。
- 3) 校正は著者が責任をもって行う。
- 4) 清泉女学院大学看護学研究紀要は、冊子の発行とともに電子化し、無料公開(リポジトリ)することを原則とする。(看護学部研究紀要に関する規程第4条)

8. 著作権

本紀要に掲載された著作物の著作権は本学に帰属する。